建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産·建設経済局建設業課 建設業適正取引推進指導室長

建設業における申請等の電子化について

日頃より、建設業行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国土交通省では、デジタル技術の活用による国民生活の利便性の向上等の観点から、令和5年1月より、「建設業許可・経営事項審査電子申請システム(JCIP)」の運用を開始し、建設業許可の申請(建設業法第5条)、変更等の届出(同法第11条)、提出書類の閲覧(同法第13条)などの手続について、インターネットを活用して行う(以下「電子申請等」といいます。)ことを可能としたところです。

従前のとおり、紙面により各種手続を行っていただくことは可能でありますが、電 子申請につきましても、その導入をご検討いただきますようお願い申し上げます。

貴職におかれましては、貴団体傘下の建設業者に御周知いただきますようお願いい たします。

